

令和8年度

川越市一般廃棄物処理実施計画書

川 越 市

資源循環推進課



# 〔 目 次 〕

	頁
<b>本処理実施計画(令和8年度版)について</b>	
1. 本処理実施計画の位置づけ .....	1
2. 本処理実施計画の適用区域 .....	1
3. 本書で使う用語の意義 .....	1
<b>I. ごみ処理編</b>	
1. ごみ排出抑制量及び処理量の見込み	
(1) 令和8年度ごみ排出抑制量の見込み .....	2
(2) 令和8年度ごみ処理量の見込み .....	2
2. 目標値の設定とごみの排出抑制及び資源化のための方策に関する事項	
(1) 目標値の設定 .....	4
(2) ごみの排出抑制及び資源化のための方策に関する事項 .....	4
3. ごみ区分及び分別して収集するものとしたごみの分別の区分	
(1) 家庭系ごみ区分 .....	6
(2) 事業系ごみ区分 .....	7
(3) 分別して市が収集するものとした家庭系ごみの分別の区分 .....	8
4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	
(1) 家庭系ごみ .....	9
(2) 事業系ごみ .....	1 3
(3) 特別な場合の取扱い .....	1 4
(4) 一般廃棄物処理業の新規許可申請と本計画の適合性 .....	1 5
5. ごみの処理施設に関する事項	
(1) 市のごみ処理施設 .....	1 6
(2) 民間処理施設 .....	1 8
(3) 市外処理施設 .....	1 9
(4) 市内の民間処理施設(他市からの委託による処理を行う施設) .....	1 9
6. 収集日等	
(1) 家庭系ごみの収集日(粗大ごみ収集を除く) .....	2 0
(2) 市のごみ処理施設の搬入受付日時(粗大ごみ収集を除く) .....	2 1
7. ごみ集積所等において家庭系ごみの収集を受ける場合の基準	
(1) 家庭系ごみ等排出基準 .....	2 2
(2) 家庭系ごみ指定袋の基準 .....	2 4
(3) 事業系ごみ指定袋の基準 .....	2 4

## II. 生活排水処理編

1. 生活排水処理量の見込み .....	2 5
2. 生活排水の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	
(1) 処理の主体及び処理方法 .....	2 5
(2) 一般廃棄物処理業の新規許可申請と本計画の適合性 .....	2 6
3. 生活排水の処理施設に関する事項	
(1) 生活排水処理施設 .....	2 6
(2) 生活排水処理施設の整備計画 .....	2 6
4. 収集と受入について	
(1) 生活排水の収集依頼方法 .....	2 6
(2) 市のし尿処理施設の受入日時 .....	2 7

# 本処理実施計画(令和8年度版)について

## 1. 本処理実施計画の位置づけ

この一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び、川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第17条第1項に規定する「一般廃棄物の処理に関する計画」である。

## 2. 本処理実施計画の適用区域

川越市全域

## 3. 本書で使う用語の意義

- ・【法】 …………… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・【法施行令】 …………… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- ・【市条例】 …………… 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
- ・【市規則】 …………… 川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
- ・【家庭系ごみ】 …………… 市条例で定義する家庭系廃棄物のうち、し尿等の液状のものを除く
- ・【事業系ごみ】 …………… 市条例で定義する事業系一般廃棄物のうち、し尿等の液状のものを除く
- ・【生活排水】 …………… 下水道で処理されないし尿等の液状のもの
- ・【ごみ集積所】 …………… 市による家庭系ごみの収集を受ける場所として、市の認可を受けたもの
- ・【市の可燃物処理施設】 ……… 川越市東清掃センター、又は川越市資源化センター
- ・【市の不燃物処理施設】 ……… 川越市東清掃センター、又は川越市資源化センター  
(いずれもリサイクル施設)
- ・【市のし尿処理施設】 ……… 川越市環境衛生センター
- ・【処分】 …………… 中間処理及び最終処分
- ・【焼却処理】 …………… 中間処理として市の可燃物処理施設において焼却すること
- ・【選別処理】 …………… 中間処理として市の不燃物処理施設において選別すること
- ・【破碎処理】 …………… 中間処理として市の不燃物処理施設において破碎すること
- ・【埋め立て処分】 …………… 最終処分として川越市小畔の里クリーンセンター等において埋め立てること

## I. ごみ処理編

### 1. ごみ排出抑制量及び処理量の見込み

#### (1) 令和8年度ごみ排出抑制量の見込み

区 分	見込み量(単位:t)
集団回収	4,089
生ごみ処理機器補助	8
家電リサイクル法に基づくリサイクル事業	家電リサイクル法第29条で規定する指定引取場所に搬入された量

#### (2) 令和8年度ごみ処理量の見込み

ごみ処理区分		ごみ種別	見込み量(単位:t)	
ごみ処理施設搬入	収 集	可燃ごみ	55,241	
		不燃ごみ	2,808	
		資源ごみ(びん・かん、ペットボトル、プラスチック包装)	7,698	
		粗大ごみ	242	
		有害ごみ	75	
		計	66,064	
	直接搬入	可燃ごみ	32,137	
		不燃ごみ	1,164	
		資源ごみ(びん・かん、ペットボトル)	0t	
		計	33,301	
	他市からの受け入れ	可燃ごみ(桶川市)	2,700	
		計	2,700	
	<b>合 計</b>			<b>102,065</b>
	施設外資源化	紙類収集		3,097
		小型家電(ボックス回収等分)		1
布類収集(拠点回収含む)		559		
<b>合 計</b>			<b>3,657</b>	
中間処理	焼却処理 (溶融処理)	搬入可燃ごみ	87,072	
		可燃性破碎残渣	4,337	
		計	91,409	

		不燃ごみ・資源ごみ	12,086	
選別破碎処理		剪定枝等	313	
		計	12,399	
合 計			103,808	
ごみ処理区分		ごみ種別	見込み量(単位:t)	
処 分	資源回収	容器	アルミニウムかん	471
			スチールかん	249
			無色びん	410
			茶色びん	460
			その他の色びん	460
			生きびん	15
			ペットボトル	1,070
			プラスチック製容器包装	3,400
			計	6,535
			その他	鉄類
			非鉄金属類	161
			廃家電類	189
			小型家電類(施設回収分)	266
			再生家具類	14
			紙類(施設回収分)	180
			焼却灰等再資源化	5,830
			処理困難物	27
			有害物(乾電池、蛍光管)	80
			溶融スラグ(売却分)	500
			土壌改良材・チップ	320
			計	8,578
		最終処分(埋め立て)	溶融不適物と溶融飛灰	4,450
			計	4,450
合 計			19,563	

2. 目標値の設定とごみの排出抑制及び資源化のための方策に関する事項

(1) 目標値の設定

ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、令和8年度のリサイクル率を次のとおり設定する。

リサイクル率	24%以上
--------	-------

【参考】

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源回収量} + \text{施設外資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ処理施設搬入量} + \text{施設外資源化量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

(2) ごみの排出抑制及び資源化のための方策に関する事項

方 策	内 容	備 考
集団回収報償金制度	集団回収を実施する団体の安定した活動を促進するため、資源物の回収量に応じて報償金を交付する。	川越市集団回収事業報償金交付要綱
家庭用生ごみ処理機器補助制度	家庭から発生する生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器の購入に要する経費を補助する。	川越市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱
透明・半透明ごみ袋による分別排出の定着	透明・半透明ごみ袋による分別排出が定着化するように積極的に啓発していく。 〔基準適用開始時期〕平成8年10月1日	
事業系一般廃棄物多量排出事業者制度	事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者を市が認定し、廃棄物管理責任者の選任、減量・資源化等計画書の策定等を義務づけることにより、事業系ごみの減量・資源化を推進する。	市条例第12条
エコストア・エコオフィス等認定制度	ごみの減量・リサイクル・啓発活動、地球環境の保全への取り組みをしている事業者を認定し、市民の消費行動の見直しを推進していくとともに資源循環型社会の構築及び地球環境の保全を図る。	川越市エコストア・エコオフィス等認定制度実施要綱
かわごえ環境推進員制度	地域でごみの減量・リサイクルに関する啓発活動等を推進していく推進員を委嘱し、資源循環型社会の構築及び地域環境美化の推進を図る。	かわごえ環境推進員設置要綱
環境プラザ「つばさ館」における各種事業	3Rの普及啓発、リサイクル体験・情報発信・交流活動 ※施設案内、古着や再生家具等の頒布を実施する。 ※市民や子どもたちを対象とした環境講座を実施する。 ※つばさ館まつりの開催等による3Rの普及啓発、情報発信を実施する。	

方 策	内 容	備 考
清掃センター焼却灰等再資源化事業	清掃センターから発生する焼却灰等を再資源化し、最終処分場の延命化を推進する。	
使用済小型家電製品の回収事業	小型家電リサイクル法に規定する使用済小型電子機器を回収し、レアメタルや貴金属等のリサイクルを図る。	小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）
家電リサイクル法に基づくリサイクル事業	家電リサイクル法に規定する家電4品目を小売業者又は許可業者等が指定引取場所へ搬入し、製造業者等が設置する施設で再商品化を行う。	家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）
食品リサイクル法に基づくリサイクル事業	食品リサイクル法に規定する食品廃棄物を食品関連事業者がリサイクルする場合は、搬入先自治体の了解が得られることを条件に認める。	食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

### 3. ごみ区分及び分別して収集するものとしたごみの分別の区分

#### (1) 家庭系ごみ区分

ごみ区分	説 明
可燃ごみ	生ごみ、皮革製品、草木類、プラスチック製品など、ほかのごみ区分に属さないもののうち焼却処理が適当なもの。
不燃ごみ	ガラス類、陶磁器類、小型家庭電化製品、金属類、自転車などその他ほかのごみ区分に属さないもののうち選別・破碎処理が適当なもの。
びん・かん	主として、ガラス製の容器(主として、ほうけい酸ガラス製のもの及び主として、乳白ガラス製のものを除く。)に係るもの。 飲料(ジュース、酒類)用かん、缶詰、スプレー缶。
ペットボトル	主としてプラスチック製の容器であって、飲料、しょう油その他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係るもの。
プラスチック製 容器包装	主として、プラスチック製の容器包装(飲料、しょう油その他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く)。
有害ごみ	蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、乾電池及び充電式電池を内蔵した小型家庭電化製品。
粗大ごみ	市規則第16条別表に掲げる品目(家具類、大型家庭電化製品、その他のもので重量、体積(容積)又は形状からごみ集積所に排出して収集するのに適当でないもの)。
紙 類	新聞紙、段ボール、紙パック、雑がみ(雑誌、本、容器包装紙類)。
布 類	衣類、下着類、毛布、シーツ、タオル。
動物の死体	犬、猫、その他の動物の死体。
処理困難物	市条例第21条第1項(排出規制物)に掲げるものに該当するもの。
小型家電 (ボックス回収)	小型家庭電化製品。

(2) 事業系ごみ区分

ごみ区分	説 明
特別管理 一般廃棄物	医療関係機関等から排出される感染性廃棄物(手術等に伴って発生する臓器及び組織。病原微生物に関連した試験、検査に用いた動物の死体等。血液、汚染物等が付着した紙くず、繊維くず。ただし、血液が付着したものであっても感染性を有しない場合を除く。)
実験動物の 死 体	医療関係機関等で試験、検査に用いたラット、マウス、うさぎ、犬などの死体(特別管理一般廃棄物を除く)。
可燃ごみ	事業所から排出される紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(但し、法施行令第2条第1号から第4号の2までに、規定する廃棄物の種類に属する業種から排出される当該品目及び紙類に属するものを除く)。 事業所から排出される家具類、その他木製のもの(なお、市の処理施設で処理できる大きさのもの又は処理できる大きさに加工したものに限る)。 動物の死体(特別管理一般廃棄物、実験動物の死体及び畜産農業に係るものを除く)。
草 木 類	事業所から排出される植木せん定枝類。
紙 類	事業所から排出される段ボール、OA用紙、その他の不用紙であって、再生可能な紙類(法施行令第2条第1号に規定する廃棄物の種類に属する業種から排出される当該品目を除く)。
粗大ごみ	事業所から排出される木製の家具類(なお、市の処理施設で処理できる大きさのもの又は処理できる大きさに加工したものに限る)。
食品廃棄物等	食品リサイクル法第2条第2項第1号及び第2号に定める食品廃棄物等。

(3) 分別して市が収集するものとした家庭系ごみの分別の区分

\* 分別して市が収集するものとした家庭系ごみの分別の区分は、次に掲げるごみ区分とする。

1	可燃ごみ	6	有害ごみ
2	不燃ごみ	7	粗大ごみ
3	びん・かん	8	紙類
4	ペットボトル	9	布類
5	プラスチック製容器包装		小型家電（ボックス回収）

4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 家庭系ごみ

ごみ区分	処理区分	処理主体	処 理 方 法
可燃ごみ	排 出	排 出 者	1.排出方法 家庭系ごみ排出基準の可燃ごみ排出基準による。 2.排出場所 ごみ集積所 3.排出日時 可燃ごみを収集する日として指定した当日の午前8時までに排出するものとする。
	収集運搬	市(委託を含む)	可燃ごみを収集する日として指定した日に、ごみ集積所からごみ収集車により、その積載量に相当する量を収集し、必要回数分、市の可燃物処理施設へ運搬する。
	処 分	市	熔融処理で発生したスラグは、アスファルト骨材等に利用する。 焼却処理で発生した焼却灰等は、セメント原料として利用する。 熔融処理で発生した飛灰は、埋め立て処分する。 不適物については熔融固化及び埋め立て処分する。
不燃ごみ	排 出	排 出 者	1.排出方法 家庭系ごみ排出基準の不燃ごみ排出基準による。 2.排出場所 ごみ集積所 3.排出日時 不燃ごみを収集する日として指定した当日の午前8時までに排出するものとする。
	収集運搬	市(委託を含む)	不燃ごみを収集する日として指定した日に、ごみ集積所から有害ごみと併せてごみ収集車により、その積載量に相当する量を収集し、必要回数分、市の不燃物処理施設へ運搬する。
	処 分	市	選別処理及び破碎処理をし、その結果得られたものを次のとおり処分する。 (1) アルミ類、鉄類、その他の金属類、廃家電等 再資源化物等として業者へ売却する。 (2) 破碎可燃物 可燃ごみとして処分をする。 (3) 破碎残渣物 熔融処理を行う。
びん・かん	排 出	排 出 者	1.排出方法 家庭系ごみ排出基準のびん及びかん排出基準による。なお、生きびんやアルミニウムかんは、販売店への返却や地域の集団回収への排出を優先するものとする。 2.排出場所 ごみ集積所 3.排出日時 びん・かんを収集する日として指定した当日の午前8時までに排出するものとする。
	収集運搬	市(委託を含む)	びん・かんを収集する日として指定した日に、ごみ集積所からごみ収集車により、その積載量に相当する量を収集し、必要回数分、川越市資源化センターへ運搬する。

ごみ区分	処理区分	処理主体	処 理 方 法
びん・かん	処 分	市	<p>無色びん、茶色びん、その他の色びん及び生きびんに選別処理し、次のとおり処分する。</p> <p>(1) 無色びん、茶色びん及びその他の色びん 容器包装リサイクル法に基づき、再商品化をする。</p> <p>(2) 生きびん 再利用物として業者へ売却する。</p> <p>スチールかん、アルミニウムかんは、それぞれ選別・圧縮処理して、再資源化物として業者へ売却する。</p>
ペットボトル	排 出	排 出 者	<p>1. 排出方法 家庭系ごみ排出基準のペットボトル排出基準による。</p> <p>2. 排出場所 ごみ集積所</p> <p>3. 排出日時 ペットボトルを収集する日として指定した当日の午前8時までに排出するものとする。</p>
	収集運搬	市(委託を含む)	ペットボトルを収集する日として指定した日に、ごみ集積所からごみ収集車によりその積載量に相当する量を収集し、必要回数分、川越市東清掃センターへ運搬する。
	処 分	市	圧縮処理して、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化する。
プラスチック製容器包装	排 出	排 出 者	<p>1. 排出方法 家庭系ごみ排出基準のプラスチック製容器包装排出基準による。なお、白色トレイは、スーパーマーケット等の店頭回収への排出も可とする。</p> <p>2. 排出場所 ごみ集積所</p> <p>3. 排出日時 プラスチック製容器包装を収集する日として指定した当日の午前8時までに排出するものとする。</p>
	収集運搬	市(委託を含む)	プラスチック製容器包装を収集する日として指定した日に、ごみ集積所からごみ収集車によりその積載量に相当する量を収集し、必要回数分、川越市資源化センターへ運搬する。
	処 分	市(委託を含む)	圧縮処理して、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化する。
有害ごみ	排 出	排 出 者	<p>1. 排出方法 家庭系ごみ排出基準の有害ごみ排出基準による。</p> <p>2. 排出場所 ごみ集積所</p> <p>3. 排出日時 有害ごみを収集する日として指定した当日の午前8時までに排出するものとする。</p>
	収集運搬	市(委託を含む)	有害ごみを収集する日として指定した日に、ごみ集積所から不燃ごみと併せてごみ収集車により、その積載量に相当する量を収集し、必要回数分、市の不燃物処理施設へ運搬する。
	処 分	市	選別処理後、乾電池は現物、蛍光灯は破碎処理して、専門業者へ資源化と処分を委託する。

ごみ区分	処理区分	処理主体	処 理 方 法
粗大ごみ	排 出	排 出 者	排出者自ら市の不燃物処理施設へ運搬するか、又は市への申し込みにより、決められた収集日に引き渡す。 市への引き渡しは、排出者の立ち合いのもとに、軒下（マンション等の集合住宅にあつては、1階軒下）において行うものとする。
	収集運搬	排 出 者 または市	1.排出者自ら運搬する場合 市の不燃物処理施設の搬入受付時間内に、当該施設へ搬入する。 2.市が収集運搬する場合 決められた収集日に排出者の軒下（マンション等の集合住宅にあつては、1階軒下）からごみ収集車によりその積載量に相当する量を収集し、必要回数分、市の不燃物処理施設へ運搬する。
	処 分	市	再利用可能な家具類などは選別処理し、次のとおり処分する。 (1) 再利用可能な家具類 補修とクリーニングをして、環境プラザにおいて、市民へ頒布する。 (2) その他の物 不燃ごみとして処分する。
紙 類	排 出	排 出 者	1.排出方法 家庭系ごみ排出基準の紙類排出基準による。 なお、地域の集団回収への排出を優先するものとする。 2.排出場所 ごみ集積所 3.排出日時 紙類を収集する日として指定した当日の午前8時までに排出するものとする。
	収集運搬	市（委託を含む）	紙類を収集する日として指定した日に、ごみ集積所からごみ収集車によりその積載量に相当する量を収集し、必要回数分、市が指定する古紙業者へ運搬する。
布 類	排 出	排 出 者	1.排出方法 家庭系ごみ排出基準の布類排出基準による。 なお、地域の集団回収への排出を優先するものとする。 2.排出場所 ごみ集積所 3.排出日時 布類を収集する日として指定した当日の午前8時までに排出するものとする。
	収集運搬	市（委託を含む）	布類を収集する日として指定した日に、ごみ集積所からごみ収集車によりその積載量に相当する量を収集し、必要回数分、市が指定する古布業者へ運搬する。

《注》 排出場所にある『ごみ集積所』の設置及び管理については、別に定めた「ごみ集積所設置管理要綱」に従うものとする。

ごみ区分	処理区分	処理主体	処 理 方 法
動物の死体	排出	排出者	排出者自ら処分することができない場合は、排出者自ら市の可燃物処理施設へ運搬する。 排出者自ら運搬できない場合には、市の指示に従うものとする。
	収集運搬	排出者 または市	1.排出者自ら運搬する場合 市の可燃物処理施設の搬入受付時間内に、当該施設へ搬入する。 2.市が収集運搬する場合 所有者が不明の場合に限り、ごみ収集車により市の可燃物処理施設へ運搬する。
	処分	排出者 または市	排出者自ら処分する。市の可燃物処理施設へ搬入された場合は、可燃ごみとして処分する。
処理困難物	処分	排出者 または市	1.排出者の処分 販売店、施工業者等に引き取ってもらう。 2.市の処分 家庭系ごみに混入して収集運搬された場合、又は不法投棄の撤去により市の不燃物処理施設へ運搬された場合は、引取事業者へ引き渡すか、又は専門業者へ委託処分する。
小型家電 (ボックス回収)	排出	排出者	1.排出方法 家庭系ごみ排出基準の小型家電排出基準による。 2.排出場所 小型家電回収ボックスを設置した施設 3.排出日時 小型家電回収ボックスが設置されている施設開庁時
	収集運搬	市(委託を含む)	小型家電を排出場所からごみ収集車等により、その積載量に相当する量を収集し、市が指定した処理施設へ運搬する。

(2) 事業系ごみ

ごみ区分	処理区分	処理主体	処 理 方 法
特別管理 一般廃棄物	収集運搬	排出者 または 許可業者	排出者自ら処分することができない場合は、特別管理産業廃棄物処分業許可業者へ排出者自ら運搬するか、又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する。同業者は、許可された運搬方法で処分先へ運搬する。
	処 分	排出者 または 許可業者	排出者自ら処分するか、特別管理産業廃棄物処分業許可業者へ委託する。同業者は、許可された処分方法により処分する。
実験動物 の死体	収集運搬	排出者 または 許可業者	排出者自ら処分することができない場合は、実験動物の死体を処理することができる川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する。 許可業者は、許可車両を使用して、許可された処分先へ運搬する。
	処 分	排出者 または 許可業者	排出者自ら処分する。川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して処分するときは、その処分先の処理施設により処分する。
可燃ごみ	収集運搬	排出者 または 許可業者	排出者自ら処分することができない場合は、排出者自ら市の可燃物処理施設へ運搬するか、川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する。 (1) 排出者自ら運搬する場合 市の可燃物処理施設の搬入受付時間内に、当該施設へ運搬する。 (2) 許可業者が収集運搬する場合 許可車両で収集し、市が指定したごみ処理施設へ運搬する。なお、収集運搬業務に当たっては、許可証交付の際、指示された事項を遵守して行うものとする。
	処 分	排出者 または 市	排出者自ら処分するか、又は市へ依頼するものとする。市は、排出者自ら処分することが困難な場合であって、家庭系ごみの処分に支障がないときに限り処分することができる。 市の処分は、家庭系ごみ区分に準じた処分とする。 なお、搬入された可燃ごみに事業系ごみ区分による紙類が多量に混入されている場合は、再生資源物として処理するよう指示するか、又は施設内で回収し、再生資源物として業者へ売却する。
草木類	収集運搬	排出者 または 許可業者	排出者自ら処分することができない場合は、排出者自ら市の草木類資源化施設へ運搬するか、川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する。 (1) 排出者自ら運搬する場合 市の草木類資源化施設の搬入受付時間内に、当該施設へ運搬する。 (2) 許可業者が収集運搬する場合 許可車両で収集し、市の草木類資源化施設へ運搬する。
	処 分	排出者 または 市	排出者自ら処分するか、又は市へ依頼するものとする。市は、排出者自ら処分することが困難な場合であって、家庭系ごみの処分に支障がないときに限り処分することができる。 市の処分は、家庭系ごみ区分に準じた処分とする。 なお、市は状態に応じ、市のごみ処理施設で処分する。

ごみ区分	処理区分	処理主体	処 理 方 法
紙類	処 分	排出者	再生資源物として、処理するものとする。
粗大ごみ	収集運搬	排出者 または 許可業者	排出者自ら処分することができない場合は、排出者自ら市の可燃物処理施設へ運搬するか、川越市収集運搬業許可業者へ委託する。 (1) 排出者自ら運搬する場合 市の可燃物処理施設の搬入受付時間内に、当該施設へ運搬する。 (2) 許可業者が収集運搬する場合 許可車両で収集し、市が指定したごみ処理施設へ運搬する。
	処 分	排出者 または 市	排出者自ら処分するか、又は市へ依頼するものとする。市は、排出者自ら処分することが困難な場合であって、家庭系ごみの処分に支障がないときに限り処分することができる。 市の処分は、家庭系ごみ区分に準じた処分とする。
食品廃棄物等	収集運搬	許可業者	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき、リサイクル促進のため、食品関連事業者が川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する。 許可業者は、許可車両を使用して、許可された処分先へ運搬する。
	処 分	指定された 処理施設	処分先の処理施設は、食品リサイクル法により登録を受けた処分方法により処分する。
排出者の 自己処理	事業系ごみを排出者自ら運搬又は処分する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、法第6条の2第3項で規定する特別管理一般廃棄物処理基準）に準じて生活環境の保全上支障が生じない方法により処理するものとする。		

### (3) 特別な場合の取扱い

特別な場合	取扱い
家庭系一時多量ごみ	引っ越し等で一時に多量のごみを排出する場合は、計画的な収集作業及びごみ集積所周辺の交通安全確保の観点から、ごみ集積所に出さず、排出者自らが市のごみ処理施設へ運搬するか、又は指定された川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するものとする。ただし、やむを得ない場合は、引越業者に依頼するものとする。
災害廃棄物	原則として市で処理するものとするが、施設の処理能力を超える場合は外部委託を検討するものとする。
産業廃棄物	産業廃棄物に該当するものは、市では原則として処理しないものとする。ただし、緊急かつ生活環境の保全上支障をきたすおそれがある場合等には、その都度、処理できるものとする。

(4) 一般廃棄物処理業の新規許可申請と本計画との適合性

①法第7条第5項第2号で規定する一般廃棄物収集運搬業の新規許可申請と川越市一般廃棄物処理計画との適合性については、次のとおりとする。

市においては、事業系一般廃棄物(し尿等の液状のものを除く。以下同じ。)の発生量を踏まえ、排出事業者が法又は市条例で定める一般廃棄物の適正処理を実現しようとするため、法第7条第5項で定める能力を備えている許可業者以外の者(新規参入業者)を必要とする場合には、当該新規参入業者が、収集従事者及び収集運搬車両等を勘案した総合的な能力を有し、かつ関係法令に抵触しない限り、本計画に適合するものとして扱うことができる。

ただし、事業系一般廃棄物の発生見込み量に対して、既存の許可業者による総合的な収集能力で対応できる場合や、許可業者数が増えることにより、市のごみ処理施設において支障が生じる場合には、新規参入業者に対して本計画との適合性がとれないという理由により、許可を認めない方針で取扱う。

②法第7条第10項第2号で規定する一般廃棄物処分業の新規許可申請と川越市一般廃棄物処理計画との適合性については、次のとおりとする。

市においては、事業系ごみ区分のうち、市に依頼できるものは、家庭系ごみの処分に支障がない限り、家庭系ごみの処分に準じた処理方法で、市自らが行うものとする。

この場合において、市の処理方法と異なる内容で処分業の申請があったときは、その処理方法が社会要請に合致し、かつその処理技術が確立している場合であって市自ら行うことが困難な場合は、その都度、本計画との適合性を判断するものとする。

5. ごみの処理施設に関する事項

(1) 市のごみ処理施設

処理機能		可燃物処理施設	
施設名		川越市東清掃センター(焼却施設)	川越市資源化センター(熱回収施設)
所在地		川越市芳野台2丁目8番地18	川越市大字鯨井782番地3
処理方式		全連続燃焼ストーカ式焼却炉	流動床式ガス化熔融方式焼却炉
処理能力		70t/日×2炉	132.5t/日×2炉
令和8年度	稼働予定日数	354日	343日
	処理見込量	21,046(t/年) 24% 59(t/日)	64,915(t/年) 76% 189(t/日)

処理機能		不燃物処理施設	
施設名		川越市東清掃センター(リサイクル施設)	川越市資源化センター(リサイクル施設)
所在地		川越市芳野台2丁目8番地18	川越市大字鯨井782番地3
処理方式		選別、破碎、圧縮	選別、破碎、圧縮
処理能力		全体処理能力 : 60t/日 不燃ごみ : 30t/日 資源ごみ : 30t/日(PET)	全体処理能力 : 53t/日 不燃ごみ : 8.4t/日 粗大ごみ : 0.9t/日 びん・かん : 22.4t/日 プラスチック製容器包装 : 21.3t/日
分別基準適合物保管場所		ペットボトル : 100.8m <sup>3</sup>	無色びん : 39m <sup>3</sup> 茶色びん : 29m <sup>3</sup> その他のびん : 29m <sup>3</sup> プラスチック製容器包装 : 270m <sup>3</sup> 鋼製容器 : 35m <sup>3</sup> アルミニウム製容器 : 35m <sup>3</sup>
令和8年度	稼働予定日数	250日	260日
	処理見込量	3,204(t/年) 28% 13(t/日)	8,265(t/年) 72% 32(t/日)

処理機能	草木類処理施設			
施設名	川越市資源化センター(草木類資源化施設)			
所在地	川越市大字鯨井782番地3			
処理方法	破碎、膨潤、発酵、熟成	令和8年度	処理見込量	271(t/年) 1.1(t/日)
処理能力	6.1(t/日)		稼働予定日数	258日

処理機能	最終処分場			
施設名	川越市小畔の里クリーンセンター			
所在地	川越市大字平塚新田160番地			
処分場の形態	管理型処分場			
埋立方式	準好気性サンドイッチ方式	令和8年度	埋立見込量	溶融不適物 130(t/年) 85(m <sup>3</sup> )
埋立容量	約213,000m <sup>3</sup> (1期分)			

\* 参考… 埋立見込み容積(m<sup>3</sup>) 焼却残渣:1.53t/m<sup>3</sup> 換算

(2) 民間処理施設

処理機能	再資源化施設		
施設名	所在地	処理対象	処理計画量
太平洋セメント(株)熊谷工場	埼玉県熊谷市	焼却灰 ばいじん 熔融スラグ	1,200(t/年) 330(t/年) 2,700(t/年)
新日本電工(株)	茨城県鹿嶋市	焼却灰 ばいじん	1,160(t/年) 440(t/年)

処理機能	処理困難物等資源化施設		
施設名	所在地	処理対象	処理計画量
野村興産(株) イトムカ鉱業所	北海道北見市	廃乾電池 廃蛍光管	46(t/年) 5(t/年)
JFE条鋼(株) 鹿島製造所	茨城県神栖町	廃乾電池	25(t/年)
イー・ステージ(株)	長野県小諸市	廃蛍光管	4(t/年)
(株)カッタ	茨城県ひたちなか市	家電リサイクル法対象品目等	12(t/年)
(株)国分商会	埼玉県熊谷市	廃タイヤ	5(t/年)
木村建材工業(株)	埼玉県川越市	廃コンクリート	10(t/年)

処理機能	最終処分場		
施設名	所在地	処理対象	処理計画量
(株)ウイズウェイトジャパン 三戸ウェイトパーク	青森県三戸郡三戸町	熔融飛灰	1,200(t/年)
(株)ウイズウェイトジャパン 沼田ウェイトパーク	群馬県沼田市	熔融飛灰	1,600(t/年)
エコシステム花岡(株) 第2最終処分場	秋田県大館市	熔融不適物	1,500(t/年)

(3) 市外処理施設

処理機能	再資源化施設		
施設名	所在地	処理対象	処理計画量
(株)アイル・クリーンテック 寄居工場	埼玉県大里郡寄居町	食品廃棄物	1,391(t/年)
オリックス資源循環(株)	埼玉県大里郡寄居町	事業系一般廃棄物	79(t/年)
(株)ジェイ・アール・エス 三ヶ島工場	埼玉県所沢市	食品廃棄物	14(t/年)
太誠産業(株) 狭山工場	埼玉県狭山市	食品廃棄物	19(t/年)
ニューエナジー ふじみ野(株)	埼玉県ふじみ野市	食品廃棄物	576(t/年)
(株)西東京リサイクル センター	東京都羽村市	食品廃棄物	211(t/年)
バイオエナジー(株)	東京都大田区	食品廃棄物	1(t/年)

(4) 市内の民間処理施設(他市からの委託による処理を行う施設)

処理機能	中間処分		
施設名	所在地	処理対象	処理計画量
加藤商事(株)	川越市大字寺山	ペットボトル	510(t/年)
木村建材工業(株)	川越市大字中福	廃コンクリート	8(t/年)

委託をしている自治体名:(ペットボトル)日高市、坂戸市(廃コンクリート)坂戸市

## 6. 収集日等

### (1) 家庭系ごみの収集日(粗大ごみ収集を除く)

ごみ区分	収集回数	収集日
可燃ごみ	2回/週	自治会ごとに曜日で指定
不燃ごみ	1回/4週	自治会ごとに日付で指定
びん・かん	1回/2週	自治会ごとに日付で指定
ペットボトル	1回/2週	自治会ごとに日付で指定
有害ごみ	1回/4週	自治会ごとに日付で指定
紙類	1回/月	自治会ごとに日付で指定
プラスチック製 容器包装	1回/週	自治会ごとに曜日で指定
布類	1回/4週	自治会ごとに日付で指定
小型家電 (ボックス回収)	市内10箇所の公共施設で回収。(施設開館時に限る。)	

(2) 市のごみ処理施設の搬入受付日時(粗大ごみ収集を除く)

施設名	搬入受付日時		
<p>川越市東清掃センター 川越市資源化センター</p>	<p>1.許可業者が搬入する場合            (1) 搬入日            川越市の休日を定める条例に規定する日(以下、「休日」という。)を除く日とする。            なお、必要がある場合は、その都度、市長が搬入出来る日を追加指定することができる。</p> <table border="1" data-bbox="703 555 1442 779"> <tr> <td>休 日</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日</li> <li>・日曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・年末年始(12月29日から1月3日)</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(2) 搬入時間            8時40分から16時まで(11時50分から12時45分を除く。)を原則とする。</p> <p>2.排出者自らが搬入する場合            (1) 搬入日            休日を除く日とする。            なお、必要がある場合は、その都度、市長が搬入出来る日を追加指定することができる。</p> <p>(2) 搬入時間            8時40分から16時まで(11時50分から12時45分を除く。)を原則とする。</p> <p>3.その他            上記1.2.の搬入日・搬入時間にかかわらず、施設の点検、又は工事等のため、搬入が出来ない日・時間を指定することができる。</p>	休 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日</li> <li>・日曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・年末年始(12月29日から1月3日)</li> </ul>
休 日			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日</li> <li>・日曜日</li> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・年末年始(12月29日から1月3日)</li> </ul>			

7. ごみ集積所等において家庭系ごみの収集を受ける場合の基準

(1) 家庭系ごみ排出基準

ごみ区分	排 出 基 準
可燃ごみ	<p>1. 排出前の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生ごみは、よく水を切る。</li> <li>(2) 食用油、オイルは、布にしみこませる。</li> <li>(3) おむつは、汚物を取り除く。</li> <li>(4) ふとんは、1枚ずつ小さくたたんでしぼる。</li> <li>(5) 板、小枝、カーペットは、最大辺50cm未満に切断する。</li> <li>(6) 在宅医療廃棄物のうち、バッグ類、チューブ及び感染性のないプラスチック製品カテーテル類などは、中身をぬいておく。なお、注射針、点滴針などの鋭利なものは、主治医や医療機関に引き取ってもらう。</li> </ul> <p>2. 排出の形態又は制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 白色半透明又は無色透明の袋(以下「半透明ごみ袋」という。)に入れて排出する。ただし、次のものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>* ふとん又は最大辺50cm未満に切断した板、小枝、カーペットは、ひもで束ねて排出する。なお、1回の排出につき板、小枝は5束、ふとんは2枚、カーペットは1枚分までとする。</li> </ul> </li> </ul>
不燃ごみ	<p>1. 排出前の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長い物は、ひもでしぼる。</li> <li>(2) 自転車は、「ごみ」と表示する。</li> <li>(3) 石油ストーブ、ガスコンロ(レンジ)は、乾電池、灯油を抜く。</li> <li>(4) 塗料、オイルのかんは、中身を抜く。</li> <li>(5) 電球、ガラス等の危険なものは、紙等に包んで「品目名」を表示する。</li> </ul> <p>2. 排出の形態又は制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「半透明ごみ袋」に入れて排出する。ただし、有害ごみを混ぜない。</li> <li>(2) 長い物(スキー板等)、自転車(必ず「ごみ」と表示)、小型家庭電化製品など、袋排出に適さないものは、そのまま排出する。</li> </ul>
びん	<p>1. 排出前の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ふたを外し、中を軽く水洗いする。</li> </ul> <p>2. 排出の形態又は制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「半透明ごみ袋」に「かん」と一緒に入れて排出する。</li> <li>(2) ごみ集積所には、「ペットボトル」と分けて置く。</li> </ul>
かん	<p>1. 排出前の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) かんは、中を軽く水洗いする。</li> </ul> <p>2. 排出の形態又は制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「半透明ごみ袋」に「びん」と一緒に入れて排出する。</li> <li>(2) スプレーかんについては、中身を使い切り、びん・かんとは別の袋に入れる。</li> <li>(3) ごみ集積所には、「ペットボトル」と分けて置く。</li> </ul>

ごみ区分	排 出 基 準
ペットボトル	<p>1.排出前の処理  (1) ペットボトルは、ふた・ラベルを外し、中を軽く水洗いし、できるだけ足で踏みつぶす。</p> <p>2.排出の形態又は制限  (1) 「半透明ごみ袋」に入れて排出する。  (2) ごみ集積所には、「びん・かん」と分けて置く。</p>
有害ごみ	<p>1.排出前の処理  (1) 「半透明ごみ袋」に『有害ごみ』と明記して、排出する。  (2) 蛍光管は、ケースに入れて排出する。</p>
紙 類	<p>1.排出前の処理  (1) 紙パックは、中を軽く水洗いし、乾燥させて、切り開く。</p> <p>2.排出の形態又は制限  (1) 小さな空き箱等は、雑誌等にはさんで排出する。  (2) 新聞(新聞折り込み広告を含む。)、段ボール、紙パック、雑がみの品目ごとに、ひもで十文字にしばって排出する。</p>
プラスチック製 容器包装	<p>1.排出前の処理  (1) ふたを外し、中を軽く水洗いする。</p> <p>2.排出の形態又は制限  (1) 「半透明ごみ袋」に入れて排出する。</p>
布 類	<p>1.排出前の処理  (1) 汚れている場合は、洗濯などすること。</p> <p>2.排出の形態又は制限  (1) 「半透明ごみ袋」に入れて排出する。</p>
小型家電 (ボックス回収)	<p>1. 排出の形態又は制限  (1) 排出できる小型家電製品は市が指定した品目及び大きさに限る。</p>

(2) 家庭系ごみ指定袋の基準

項目	基準及び基準の取扱い
記名	指定なし
材質	指定なし
色	無色又は白色
透明度	透明又は半透明(新聞紙を内側に密着させ、外側から新聞紙の文字が読める程度)
容量	指定なし(収集効率のため、できるだけ45ℓの袋)
大きさ	指定なし
厚さ	指定なし
レジ袋の取扱	上記基準を満たせば、可とするものである。
適用するごみ区分	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、布類

(3) 事業系ごみ指定袋の基準

家庭系ごみ指定袋の基準に準じるものとする

## Ⅱ. 生活排水処理編

### 1. 生活排水処理量の見込み

令和8年度生活排水処理量

生活排水処理区分	生活排水種別		見込み量
し尿処理施設搬入量	し 尿		1,497kl
	浄化槽汚泥		33,763kl
	雑排水		183kl
	計		35,443kl
施設処理量	標準脱窒素処理方式	し 尿	1,497kl
		浄化槽汚泥	33,763kl
		雑排水	183kl
		計	35,443kl
		脱水汚泥	988t
		脱水しき	6t

### 2. 生活排水の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

#### (1) 処理の主体及び処理方法

生活排水種別	処理区分	処理主体	処理方法
し尿	収集運搬	市 (委託業者)	公衆衛生上必要な期間内に委託車両で収集し、市のし尿処理施設へ運搬する。
		許可業者	川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者が公衆衛生上必要な期間内に許可車両で収集し、市のし尿処理施設へ運搬する。
	処理	市	市のし尿処理施設において、標準脱窒素処理方式により処理する。処理の結果生じた脱水しき、脱水汚泥は、市の可燃物処理施設において焼却処分する。
浄化槽汚泥	収集運搬	許可業者	浄化槽管理者の申し込みにより、川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者が許可車両で収集し、市のし尿処理施設へ運搬する。
	処理	市	し尿の場合と同じ。
雑排水	収集運搬	許可業者	吸い込み下水槽の使用者又は管理者の申し込みにより、川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者が許可車両で収集し、市のし尿処理施設へ運搬する。
	処理	市	し尿の場合と同じ。

(2) 一般廃棄物処理業の新規許可申請と本計画との適合性

※ 法第7条第5項第2号で規定する一般廃棄物収集運搬業の新規許可申請と川越市一般廃棄物処理計画との適合性については、次のとおりとする。

市においては、公共下水道等の整備に伴い、し尿等の発生量は年々漸減傾向にある。このため、より詳細な行政計画の策定が将来的に必要であり又その実現についての要望もあることから、既存許可業者の要処理能力(既得の許可業者数、収集従事者及び収集運搬車両等を勘案した総合的な能力)に特段の事情が発生しない限り新規参加者は、一般廃棄物処理計画に適合しないものとして扱う。

※ 法第7条第10項第2号で規定する一般廃棄物処分業の新規許可申請と川越市一般廃棄物処理計画との適合性については、次のとおりとする。

市においては、し尿等を標準脱窒素処理方式により、市自ら行うものとする。この場合において、市の処理方法と異なる内容で処分業の申請があったときは、その処理方法が社会要請に合致し、かつその処理技術が確立している場合であって市自ら行うことが困難な場合は、その都度、本計画との適合性を判断するものとする。

3. 生活排水の処理施設に関する事項

(1) 生活排水処理施設

施設名		川越市環境衛生センター
所在地		川越市大字大仙波1249番地1
処理方式		標準脱窒素処理方式
処理能力		150kl/24時間 (し尿 105kl/24時間) (浄化槽汚泥 45kl/24時間)
令和8年度	稼働予定日数	365日
	処理見込量	35,443(kl/年) 97(kl/日)

(2) 生活排水処理施設の整備計画

「川越市循環型社会形成推進地域計画」に基づき有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)を整備する。

4. 収集と受入について

(1) 生活排水の収集依頼方法

し尿については、川越市の委託業者及び、一般廃棄物収集運搬許可業者へ、浄化槽汚泥等の収集は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ所有者又は管理者等が依頼する。

(2)市のし尿処理施設の受入日時

施設名	搬入受入日時
川越市環境衛生センター	<p>1.受入日 川越市の休日を定める条例に規定する日を除く日とする。なお、必要がある場合は、その都度、市長が搬入出来る日を追加指定することができる。</p> <p>2.受入時間 8時40分から16時30分まで(12時から12時45分を除く。)を原則とする。</p> <p>3.その他 上記受入日時にかかわらず、施設の点検又は修理等のため、受入ができない日・時間を指定することができる。</p>